

人と環境にやさしい農業・農村推進会議設置要綱

(目的)

第1条 本県では、人と環境にやさしい農業及び農村の持続的な発展を図り、もって県民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することを目的として、人と環境にやさしい農業・農村振興条例を制定した。本条例においては、県の責務として、市町、農業者等、食品等関連事業者その他の関係者と相互に連携を図りながら、研究開発、技術の普及及び生産基盤の整備に係る人材の確保及び育成をはじめ、人と環境にやさしい農業及び農村の振興に関する体制の整備その他必要な措置を講ずることが定められている。

このことを踏まえ、農業・農村の振興について、これまでの取組をフォローアップするとともに、人と環境にやさしい農業の推進を中心としつつ多様な人材確保・育成や地域コミュニティの維持発展等による生産力の維持・強化、流通効率化や県民とのつながり強化による消費拡大等の取組を中長期的に下支えしていくための方策を検討するため、「人と環境にやさしい農業・農村推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人と環境にやさしい農業・農村の振興のための基本的事項に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業・農村振興に関する重要事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に記載する委員をもって充てる。

(委員長)

第4条 推進会議には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者に臨時委員として出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。

(部会)

第6条 推進会議に農業部会及び農村部会を置き、それぞれの部会に委員及び部会長を置く。

- 2 農業部会は、人と環境にやさしい農業について、農村部会は、人と環境にやさしい農村について協議する。
- 3 部会に属する委員は、別表2に記載する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会に属する委員の内から委員長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条及び前条の規定を準用する。
- 6 その他部会運営について必要な事項は、部会においてこれを定める。

(謝金)

第7条 委員（県の職員である委員を除く）が推進会議又は部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき代理人が推進会議又は部会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が推進会議又は部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員（県の職員である委員を除く）が推進会議又は部会の職務を行うために、推進会議又は部会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき代理人が推進会議又は部会の職務を行うために、推進会議又は部会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が推進会議又は部会の職務を行うために、推進会議又は部会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 推進会議に、事務局を置く。

- 2 推進会議及び農村部会の事務局は、農林水産部総合農政課に置く。
- 3 農業部会の事務局は、農林水産部農業改良課に置く。
- 4 第2項および第3項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表 1（第 3 条関係）

氏名	主な役職
新井 正枝	イオンアグリ創造株式会社生産本部西日本事業 事業担当
石川 智也	明石市教育委員会事務局学校給食課 管理運営係長
菊川 裕幸	神戸学院大学現代社会学部 准教授
岸本 貴彦	一般社団法人全日本司厨士協会関西支部兵庫県本部 副会長
小平 晋也	公益社団法人兵庫県畜産協会事務局 次長
筒井 一伸	鳥取大学地域学部 教授
中嶋 敏博	豊岡オーガニックワークス 代表
中塚 華奈	摂南大学農学部 准教授
中塚 雅也	神戸大学農学部 教授
馬袋 真紀	与布土地域自治協議会 部会長
星野 敏	京都大学 名誉教授
真狩 和成	J A 全農兵庫県本部 営農振興部長
牧元 幸司	独立行政法人農林漁業信用基金 理事長

別表 2（第 6 条関係）

農業部会

氏名	主な役職
新井 正枝	イオンアグリ創造株式会社生産本部西日本事業 事業担当
石川 智也	明石市教育委員会事務局学校給食課 管理運営係長
岸本 貴彦	一般社団法人全日本司厨士協会関西支部兵庫県本部 副会長
小平 晋也	公益社団法人兵庫県畜産協会事務局 次長
高木 信彦	養父市産業環境部 農林振興課長
戸田 一也	兵庫県立農林水産技術総合センター 企画調整・経営支援部 専門技術員
中嶋 敏博	豊岡オーガニックワークス 代表
中塚 華奈	摂南大学農学部 准教授
中野 朋子	生活協同組合コープこうべ 理事
原 智宏	株式会社アグリヘルシーファーム 代表
真狩 和成	J A 全農兵庫県本部 営農振興部長
水垣 佳彦	エム・シーシー食品株式会社 代表取締役社長
森本 宏明	稲美町経済環境部 産業課長

農村部会

氏名	主な役職
菊川 裕幸	神戸学院大学現代社会学部 准教授
吉良 佳晃	丹波篠山 吉良農園
済藤 貴志	南あわじ市農林畜産部 農林振興課 課長
筒井 一伸	鳥取大学地域学部 教授
堂阪 博文	dohsakafarm（堂阪農園） 代表
中塚 雅也	神戸大学農学部 教授
西垣 憲志	田舎暮らし倶楽部 代表
馬袋 真紀	与布土地域自治協議会 部会長
森脇 馨	兵庫県東播磨県民局 県民躍動室 地域振興課 参与

別表 3 （第 9 条関係）

推進会議

事務局長	農林水産部	総合農政課長
事務局次長	農林水産部	総合農政課副課長

農業部会

事務局長	農林水産部	農業改良課長
事務局次長	農林水産部	農業改良課副課長

農村部会

事務局長	農林水産部	総合農政課長
事務局次長	農林水産部	総合農政課副課長